

平成27年2月19日

「預金小切手による振り込め詐欺被害防止対策」の実施について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、埼玉県警からの要請に基づき、振り込め詐欺被害未然防止の新たな取組みとして、「預金小切手」を活用した防止策を開始いたしますのでお知らせいたします。

具体的な取組みとして、ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金のお引き出しを希望される場合、チェックシートでの確認に加え、「記名式線引預金小切手(※1)」のご利用を薦めさせていただき、被害の発生を抑止してまいります。

当行は、今後も警察署と連携を図り、振り込め詐欺の被害防止に努めてまいります。

1. 開始日

平成27年3月1日（日）から（営業日3月2日から）

2. 実施店舗

全営業店（95か店）

3. 実施金融機関

当行、埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、埼玉信用組合、熊谷商工信用組合、埼玉県医師信用組合、埼玉県信用農業協同組合連合会（JAバンク）

※1 記名式線引預金小切手

- ・「預金小切手」とは、銀行が支払人として振り出す小切手のことをいいます。
- ・「記名式」とは、受取人の名前を小切手に記載する方法で、記名された受取人だけが、支払いを受けることができます。このことから、不正に小切手を拾得した第三者に現金化されることを防ぐ効果が高くなります。
- ・「線引」とは、小切手の現金化を銀行とお取引のあるお客さまのみに限定するものです。従って、誰に支払いをされたかが明確になり、被害防止につながります。

以上

報道機関からのお問い合わせ先

総務部 田邊

TEL (048) 641 - 6111(代) 内線 2751

